

遊漁のまき餌釣りに係る委員会指示（案）

千葉海区漁業調整委員会指示第 号

千葉県海面における遊漁のまき餌釣りについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項の規定により、次のとおり指示する。

令和 2 年 月 日

千葉海区漁業調整委員会
会 長 塩 野 健

- 1 次の(1)から(3)までの区域内において、船舶を使用する遊漁のまき餌釣りは行ってはならない。
 - (1) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって 囲まれた区域
 - ア 天面漁港合せ灯標柱
 - イ 北緯 35 度 3 分 50 秒、東経 140 度 5 分 20 秒（日本測地系にあつては北緯 35 度 3 分 30 秒、東経 140 度 5 分 30 秒。以下、括弧内に示す緯度経度については同様に日本測地系のものとする。）の点
 - ウ 北緯 35 度 4 分 10 秒、東経 140 度 6 分（北緯 35 度 4 分、東経 140 度 6 分 10 秒）の点
 - エ 鴨川市天面と同市太海との境界標柱
 - (2) 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びチの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって 囲まれた区域
 - ア 漁業権基点南 73 号（鴨川市と勝浦市との境界付近に設置した標柱）
 - イ 北緯 35 度 6 分 10 秒、東経 140 度 12 分 40 秒（北緯 35 度 6 分、東経 140 度 12 分 50 秒）の点
 - ウ 北緯 35 度 6 分 10 秒、東経 140 度 14 分 20 秒（北緯 35 度 6 分、東経 140 度 14 分 30 秒）の点
 - エ 北緯 35 度 6 分 50 秒、東経 140 度 15 分 50 秒（北緯 35 度 6 分 30 秒、東経 140 度 16 分）の点
 - オ 北緯 35 度 6 分 50 秒、東経 140 度 17 分 40 秒（北緯 35 度 6 分 40 秒、東経 140 度 17 分 50 秒）の点
 - カ 北緯 35 度 7 分 10 秒、東経 140 度 18 分 10 秒（北緯 35 度 7 分、東経 140 度 18 分 20 秒）の点
 - キ 北緯 35 度 7 分 20 秒、東経 140 度 19 分 50 秒（北緯 35 度 7 分、東経 140 度 20 分）の点
 - ク 北緯 35 度 7 分、東経 140 度 19 分 40 秒（北緯 35 度 6 分 50 秒、東経 140 度 19 分 50 秒）の点

- ケ 北緯 35 度 7 分 10 秒、東経 140 度 20 分 30 秒（北緯 35 度 7 分、東経 140 度 20 分 40 秒）の点
- コ 北緯 35 度 7 分 20 秒、東経 140 度 20 分 50 秒（北緯 35 度 7 分 10 秒、東経 140 度 21 分）の点
- サ 北緯 35 度 7 分 50 秒、東経 140 度 21 分 10 秒（北緯 35 度 7 分 40 秒、東経 140 度 21 分 20 秒）の点
- シ 北緯 35 度 8 分 30 秒、東経 140 度 23 分（北緯 35 度 8 分 20 秒、東経 140 度 23 分 10 秒）の点
- ス 北緯 35 度 9 分 50 秒、東経 140 度 21 分 10 秒（北緯 35 度 9 分 40 秒、東経 140 度 21 分 20 秒）の点
- セ 北緯 35 度 10 分、東経 140 度 21 分 50 秒（北緯 35 度 9 分 50 秒、東経 140 度 22 分）の点
- ソ 北緯 35 度 9 分 50 秒、東経 140 度 22 分 40 秒（北緯 35 度 9 分 40 秒、東経 140 度 22 分 50 秒）の点
- タ 北緯 35 度 11 分、東経 140 度 24 分 40 秒（北緯 35 度 10 分 50 秒、東経 140 度 24 分 50 秒）の点
- チ 漁業権基点南 79 号の 1（夷隅郡御宿町といすみ市との境界付近に設置した標柱）

(3) 外川漁港東防波堤灯台中心点から半径 12 海里以内の千葉県海面のうち、次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線以東の区域

- ア 北緯 35 度 41 分 53 秒、東経 140 度 45 分 40 秒（北緯 35 度 41 分 41 秒、東経 140 度 45 分 52 秒）の点（磯見川河口中心点）
- イ 北緯 35 度 39 分 40 秒、東経 140 度 47 分 40 秒（北緯 35 度 39 分 20 秒、東経 140 度 47 分 50 秒）の点
- ウ 北緯 35 度 39 分 10 秒、東経 140 度 44 分 10 秒（北緯 35 度 38 分 50 秒、東経 140 度 44 分 20 秒）の点
- エ 北緯 35 度 29 分 50 秒、東経 140 度 48 分 50 秒（北緯 35 度 29 分 40 秒、東経 140 度 49 分）の点

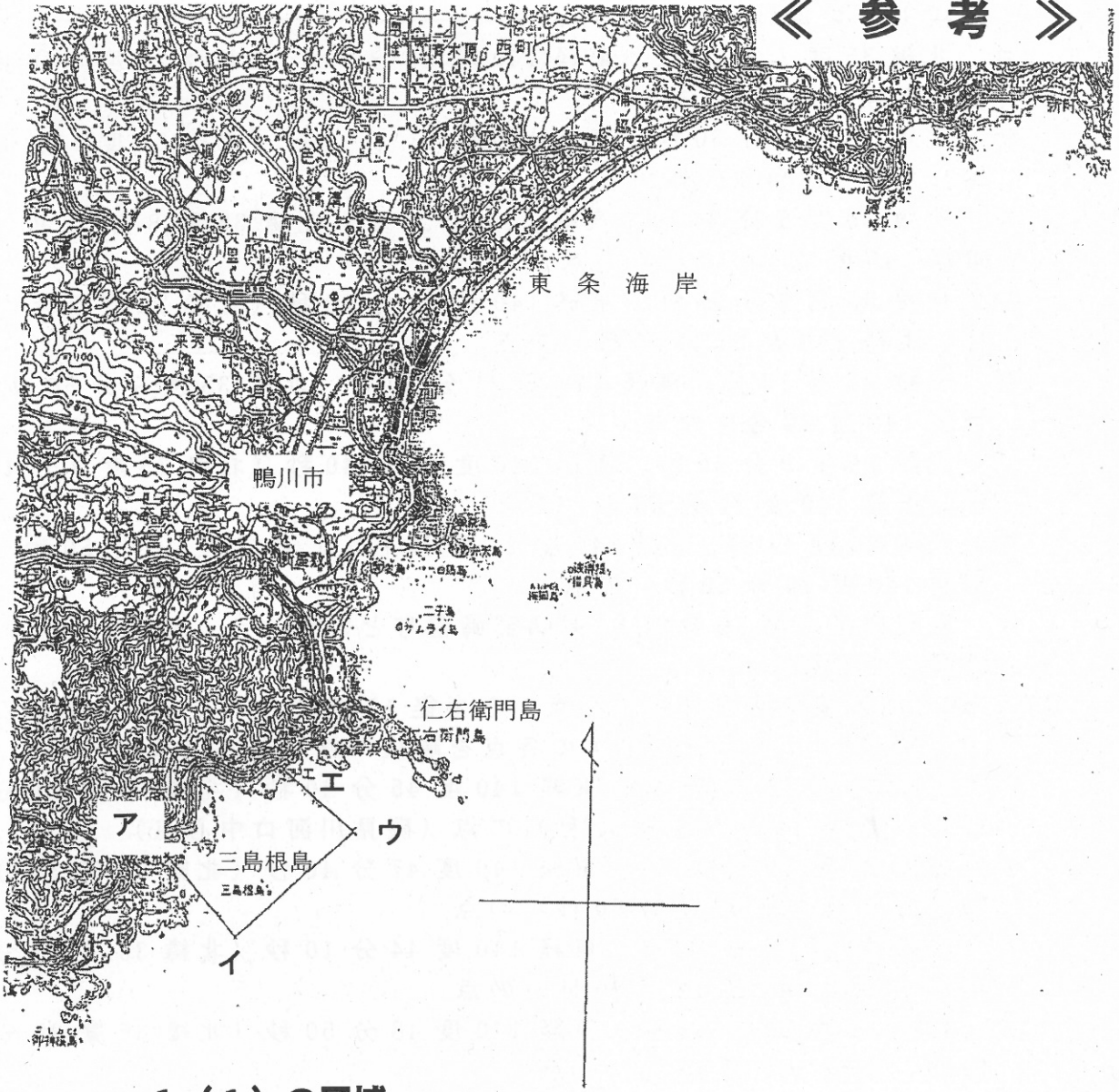
2 船舶を使用して遊漁のまき餌釣りをする場合のまき餌使用量の基準は、次のとおりとする。ただし、当該まき餌の使用に当たっては、基準内の量を使用する場合であっても必要最小限の量としなければならない。

- (1) 南房総市大房岬突端と神奈川県三浦市剣埼灯台中心点とを結んだ線以北の海面においては、1 人 1 日当たり 3 キログラム以内
- (2) (1) 以外の海面においては、1 人 1 日当たり 5 キログラム以内

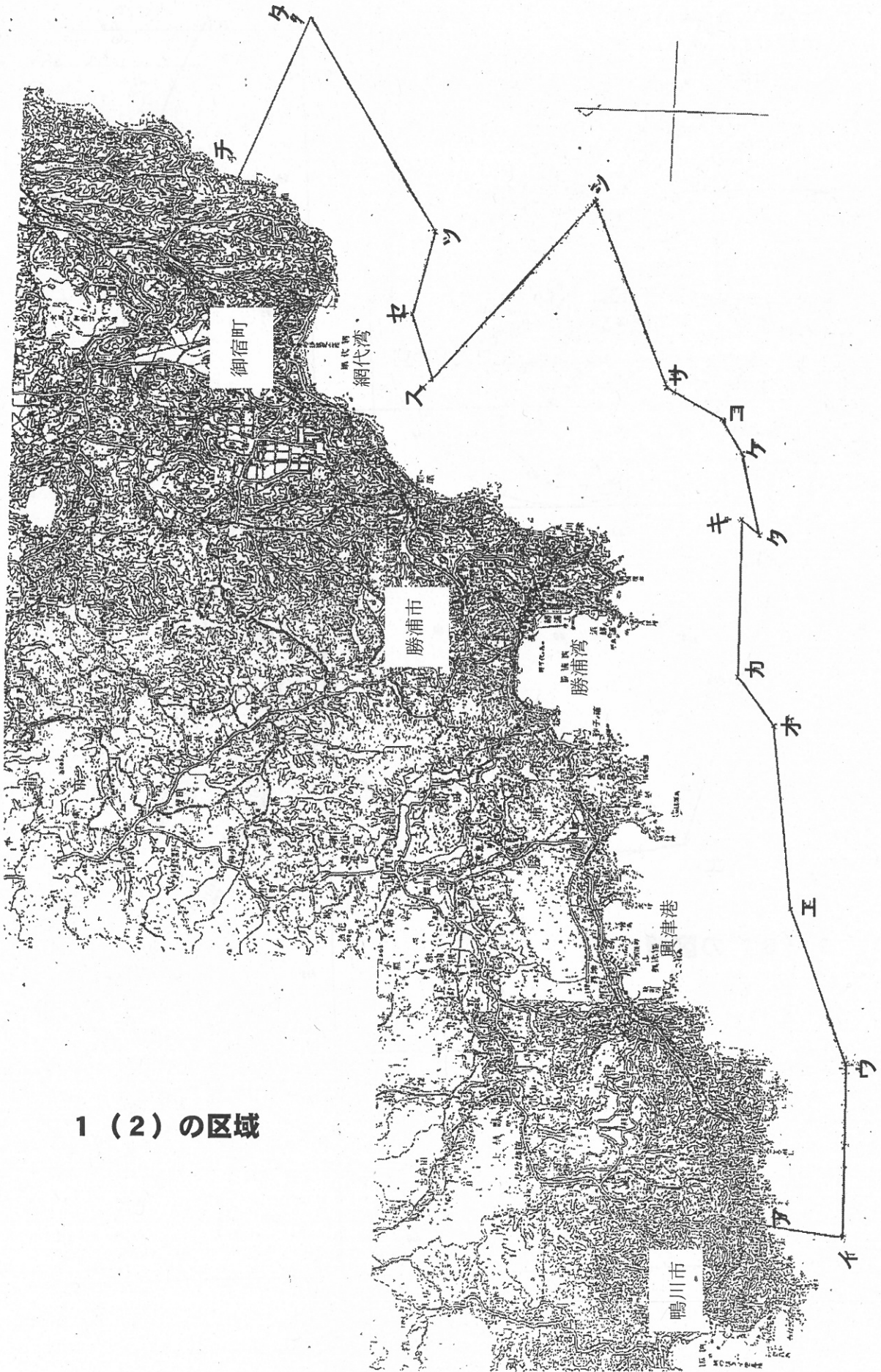
3 船舶を使用しないで遊漁のまき餌釣りをする場合は、当該まき餌の使用量は必要最小限の量とし、漁業権が設定されている区域にあっては、漁業権者の漁場管理に協力しなければならない。

4 この指示の有効期間は、令和 2 年 8 月 1 日から令和 3 年 7 月 31 日までとする。

《 参 考 》



1 (1) の区域



1 (2) の区域

